

第十六回国会
衆議院

厚生委員會議録第二十二号

昭和二十八年七月二十一日(火曜日)
午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 小島 徹三君

理事青柳 一郎君 理事中川源一郎君
理事松永 佛骨君 理事古屋 菊男君
理事長谷川 保君

越智 茂君

助川 良平君

寺島隆太郎君

中野 四郎君

秋元たけ子君

杉山元治郎君

有田 八郎君

出席政府委員

外務省参事官

(大臣官房審議室)

廣瀬 節男君

(厚生事務官)

安田 巖君

(社会局長)

久下 勝次君

(厚生事務官)

田辺 繁雄君

(引揚援護庁次長)

委員外の出席者

議員 八木 一男君

厚生事務官

(社会局長)

能崎 正夫君

専門員

川井 章知君

専門員

引地亮太郎君

専門員

山本 正世君

七月十八日

社会福祉事業金融公庫法制定に関する陳情書(社会福祉法人島根県社会福祉協議会会長恒松安夫)(第九四三)

第一類第八号

厚生委員會議録第二十二号 昭和二十八年七月二十一日

号

戦傷病者戦没者遺族等援護法改正に関する陳情書(宮城県庁内宮城県連合遺族会会長高橋進太郎)(第九四四号)

社会福祉事業金融公庫法制定に関する陳情書(埼玉県入間郡毛呂山町大字毛呂本郷三十八番地社会福祉法人育心会理事長丸木清美外二十五名)(第九八一号)

同(岡山市伊福百六十番地社会福祉法人岡山県済生会会長西岡広吉)(第九八二号)

同(岡山市南方四十六番地紅梅母子寮長植田五郎)(第九八三三三)

同(大分県大野郡上井田村朝地社会福祉法人和合授産所理事長藤村昭信外二名)(第九八四号)

同(新潟県北魚沼郡小千谷町社会福祉協議会会長位下松五郎)(第一〇一七号)

同(岡山県倉敷市社会福祉法人倉敷市社会福祉事業団理事長和田惠俊)(第一〇一八号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

日雇労働者健康保険法案(八木一男君外十名提出、衆法第六号)

日雇労働者健康保険法案(内閣提出第六〇号)

財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律案(内閣提出第一四四号)

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部

を改正する法律案(内閣提出第一一八号)

未帰還者留守家族等援護法案(内閣提出第一一九号)

〇小島委員長 これより會議を開きます。

まず八木一男君外十名提出、日雇労働者健康保険法案を議題とし、質疑に入ります。青柳一郎君。

〇青柳委員 提案者に伺いたい点が二点ほどあるものであります。第一点は、この日雇労働者健康保険法を実施せられた場合に、その総予算はどの程度になるかという問題であります。

〇八木一男君 現在の私どもの提出いたしましたこの案によりまして、年間事務費は政府案の場合とはほぼ同じであります。給付負担は年間で三十八億四千万円必要となります。

〇青柳委員 この三十八億四千万円の給付費の半額を国庫の助成においてやつておいて、その理由について伺います。

〇八木一男君 国庫負担の理由について青柳委員から御質問でございますが、実は現在この日雇労働者健康保険の適用の対象と目されている労働者諸君は、政府案の提出理由にもありますように、非常に賃金が低く、就労日数が非常に不安定で、経済的に逼迫している方が多いわけでありまして、その関係上この健康保険の恩恵を受ける必要度は、一般の労働者よりはるかに高いわけでありまして、ところがこの

方々は、この保険を均等にされなければならぬわけでありまして、反面保険料の負担に非常にたえがたいという経済状態にあるわけでありまして、これは政府案の方の御提出になつた理由も、保険料を八円に食いとめ、それからまた百六十円以下の第二級の人には五円というふうにしておられるのも、厚生省でもそういう点を考えて、一日八円以上の負担は無理であるという観点に立つたわけでありまして、私どももその点についてはまったく同感であります。しかしながら保険料をそれだけに食いとめると、保険給付の内容が非常に悪くなるわけでありまして、それで現在政府案では、療養給付を三箇月で打切つておりますが、このように三箇月で打切つた場合には、長い重い病氣にかかつた場合に、なお切りないうちに給付を打切られることになつて、この保険給付のほんとうの目的に反します。また特別傷病手当金というものがございまして、これは御承知の通り、療養してその間労働ができない場合に、医療手当を健康保険でも六割、これでも六割で計算いたしまして百五十円になつておられますが、それを支給することになつておられるわけでございます。これがありませんと、薬をもらつても、また注射してもらつても、子供を養うために患者が医者の注意に反しまして日雇労働に出まして、重労働をして、結局病氣が全然なおらない、悪化するというようなことになりまして、どうしてこの傷病手当金を

入れる必要があると思ふのでございまして、ところが傷病手当金を入れますと、八円の保険料、また事業者の八円、合計十六円の保険料では、この給付の内容を全部果すわけに行かなくなつて、その関係上国庫負担の必要があるわけでございます。別な観点から申しますと、また生活保護法によつて医療給付を受けられる方は、私の負担が全然なしに医療給付を受けておられますので、それとは近い経済状態にあると見られます。日雇労働者諸君に、半分の国庫負担を見るのは妥当なものであると私は考えておるわけでありまして、そうして半額の国庫負担をすることによつて、自分たちが病氣になつたときに全部公の補助を仰ぐのではなく、自分たちも保険料を一部でも負担して相互扶助をする、そういう方向に持つて行こうということが、大きな意味で健康の建設的な考え方ではないかと考えまして、国庫負担二分の一が現状において総合的に最も適当な線であると考えているわけでございます。ただ給付だけの点におきまして、この案でも療養給付が六箇月で打切られておまして、これは非常に遺憾であります。ですからさらに国庫負担を七割、八割にして健康保険と同じようにしたいのであります。五割以上の国庫負担ということになりますと、保険の性格を逸脱いたしまして、全部国家でめんどろを見るということになりますので、国庫負担は二分の一に、残念ながら食いとめた、こういう

給付内容にいたしたわけでありませう。

○青柳委員 社会保険の今までの例を見ますに、日本におきましては半額の国庫負担という例は今までの例でありますが、ただいまのような御事情もあると思つてあります。これを無理にも半額にするということにつきましては、国庫の財政の状況などもなお考へてみなくちやならぬと思つておりますが、それは別といたしまして、三十八億四千万の内容の簡単なものを御説明願ひたい、こう存じます。

○八木一男君 三十八億四千万といふと、実は政府の一人当りの負担が十六円といつたしまして、それで一月に二十日払ひをいたしまして、それから対象人員を百万人といつたしまして——これは政府案の場合五十万人であります、対象がふえております。それで十六かける二十かける十二、これに百万をかけますと三十八億四千万が出て来ることになるわけでありませう。

○青柳委員 傷病率などほどの程度に見ておられますか、伺います。

○八木一男君 受診率は今までの健康保険の受診率をもとにいたしまして、それよりも二割程度ふえるというような計算のもとに立つておるのであります。

○小島委員長 他に本案についての質疑はありますか。

○八木一男君 特に発言を許していただきます、実は日雇労働者健康保険法案を出しますについて急速にやりましたので、非常に印刷の間違いがございます。正誤表が正しい手続によつて届いてゐるわけでございますが、届いた日付が少し食い違つておりますので、委員の方々は正誤表とつき合ひ合つておらない方があるのじやないかと思ひますので、特に重要な点だけ申し上げさせていただきますと思ひます。六月二十二日の正誤表はほとんど字句の誤りで、字句のちよつとしたかなづかいで大了したことはございせんが、六月二十四日の正誤表の方はかなり重大な誤りがございせん。十六ページの七行目、十八条の三の三行目の「第一項中『六月』とあるのは『二月』と、同条」までを削除していただくのであります。その次に三十九ページの五行目、附則施行期日「この法律は、昭和二十八年九月十五日から施行する。」とあるのは、十月一日からの誤りでありませう。次に三十九ページの十行目、第十三条の「『使用スル左ノ各号ノ一ニ該当スル事業』の下に、『事業主が国又ハ法人タルモノヲ除ク』」というのを挿入していただきます、その次の行の「但シ国又ハ法人タル事業主ノ事業所ニ使用セララル者ハ此ノ限ニ在ラズ」まで削除していただきます。その次の一、二は生きたるわけでありませう。あとはほとんど問題はありませうが、御審議上間違ひが起るといけませんから、これだけ申し上げておきます。

○小島委員長 本案に関する残余の質疑は次会に譲ることといたします。

○小島委員長 次に関出の日雇労働者健康保険法案を議題とし、質疑を続行いたします。

○青柳委員 一点承つておきたいのでございませうが、最近衆議院において可決せられました二十八年度の予算におきまして、国民健康保険については医療給付費の二割の国庫助成を仰ぐこと

になつてゐるのであります、こういうふうな政策がどう進みますると、国民健康保険も次第々々にその実施区域を増大いたしまして、各都市にも施行せられるに至ることは必然であると思つてあります。ところでこの日雇労働者を対象としての健康保険ができました際に、日雇労働者多数を擁してゐる都市にもこの国民健康保険が実施されるに至りますことは必然であるのでございませう。かかる際には国民健康保険を与えることこそ日雇労働者のためになることであると存するののでございませう、その点につきまして政府当局はお考えになつておられるのであるかどうか、その辺の御意見を承りたい。

○久下政府委員 日雇労働者健康保険制度と国民健康保険制度との関係でございませうが、この点につきましては法案の第七條にその調整の規定を設けておいたのでございませう。その根本的な考え方としては、結局国民健康保険という地域保険がありませう。場合には、被保険者の判断によりまして選択的な建前をとるようなことにいたしておるのでございませう。と申しませうのは、日雇労働者健康保険制度といふのは申すまでもなく被用者保険の範疇に入るものでございませう。現在の政府案ではそれにいたしまして健康保険と違ひるゝな給付制限はございませうけれども、また反面、国民健康保険等の多くの場合と比較いたしますと、国民健康保険制度より給付の内容がよい場合がございませう。そういう面が一つと、もう一つは、日雇労働者健康保険の場合には給付制限がございませう。

で、二箇月に二十八日という就労を必要としてゐるわけでありませう。そういうふうな関係から、日雇労働者それ自身の中には、その労働の実態から考へまして、とうてい受給条件を満たすことができないと初めから予想される者があるわけでありませう。そういう人が住んでおられますところに地域保険であります国民健康保険がありませう場合には、この方は給付内容は悪いにしても、受給条件というやかましいものはありませう。従ひまして再々考え合せまして、国民健康保険をやつておられます地域に住んでおられます日雇労働者につきましては、その自己の判断によりましていづれかを選擇できるというふうな考えであります。ただ制度の建前から考えますと、日雇労働者は、この制度が強制適用になつております。従ひましてその具体的な人が、国民健康保険を自分は選びたいというところでありませう、第七條の規定に基づきまして、厚生大臣の承認を得て被保険者とならないことができる、こういうふうにして強制適用を除外する、これは国民健康保険が逐次その実施地域を拡げて参ります場合にも、やはり同様の取扱ひでよいものと考えておる次第であります。

○柳田委員 直接日雇労働者健康保険法案に關連してはおらぬのですが、この機会にお尋ねしておきませんと、社会保険についてあとで質問する機会がないように思ひますので、保険局長にお尋ねいたしますが、聞くところによりますと、先般北海道におきまして、保険医に対して大量の不当処分をなされたのであります。私たちはこういう問題を聞くたびにこれはだにがくしく思ふのであります。社会保険が最近政府当局の努力により、また各政党間におきまして、この社会保険制度の確立という点を大きく取上げまして、ようやくしてわが国の社会保険制度の中核として漸次伸びて参らんとする傾向であるやき、何としても社会保険というものは、被保険者、被保険者と保険医と政府当局の緊密な連絡と十分な意思の疎通がなければ、所期の目的は達せられないのであります。が、それに逆行せられるような、こういう大量の処分が出ることは私ははなはだ遺憾である、先国会におきましても高橋委員から広島県における保険監査の不当問題を質問されて、久下局長は平身低頭再びかようなことはいたしませんという御答弁であつたのであります。さらに長崎、岐阜におきましてもこういう問題があつた、今回の北海道の処分を見ますと、四十四名の大量が処分されておる。しかも聞くところによれば、その前に北海道の道医師会においては、冬季暖房手当を要求しておつたのであります、それに対して道の保険課長と道医師会との間に多少の確執があつて、道医師会は保険課長に不信案を出した。それに対してあとで北海道の知事の方から暖房手当を出して問題を解決しておりますが、その腹いせのしつべ返しと受取れる節があるやうであります。しかも昭和二十六年に監査されてから、一年半の間何ら注意もせずにはつて置いて、一挙に大量の処分をなされた。あるいは従来一回の注意も受けておらぬやうなそういう保険医に対して、指定取消のやうな最も高度の制裁を加えておられる。あるいは調査書というのですか、処分

する際の基礎資料であります。それは当該保険医の承認を要するものであるにもかかわらず、承認を求めたものであるかのようには擬装して、社会保険医療協議会に出しておられるというような問題が出ておられて、一昨日でありました。朝日新聞の夕刊に於いてもこれを取上げておられたようでもあります。こういうような問題がひんびんとして起ることは、私もこれは社会保険の将来の発展のために大に憂えるのであります。いかにしてこういう問題が起つたか、またこれに對して保険局としてはどういうようにお考えになつてゐるか。將來またこれに對してどういうふうにするつもりであるか、そういう点を局長から御答弁願ひたいと思ひます。

○久下政府委員 お話のように保険医の監査の問題につきましては、この春の国会におきまして衆参両院でそれぞれ問題になりました。特に参議院におきましては参考人の召喚等のごことが行われたのであります。結果におきましては厚生大臣から保険医監査の問題に關する今後の根本的な考え方、方針につきまして御説明をいたし、御了承を得まして、その結果に基づきまして医師会その他の関係団体とも緊密に連絡をいたしました。中央社会保険医療協議会にも付議いたしまして、今後の監査に關する基本的な方針は、各方面の御了解の上で確定をいたしてゐるのであります。今回の北海道の問題というのはこの春の今申し上げましたような問題とはやや性格を異にしてゐる点もあるうかと考へるのであります。それともう一つはこの春の問題の跡始末をいたしておられます経過の期間の間に

処分が決定されましたような関係もありますので、その辺時間的な関係で、この春問題になりましたような点についての私たちの考え方が、出先に十分徹底をいたさなかつた時期でありましたことは、はなはだ遺憾に思つてゐる次第であります。お話の中にありました一時に大量の処分をしたということも確かに事実であります。この点私どもの方も一応すぐ手元でわかります関係だけは取調べを今いたしてゐるのであります。少くとも一昨年あたり監査をいたしましたものがその処置が放置されておりました。今回一括して処分の対象にあげられたというようなことは、行政上の措置として考へなければならぬ節があるうかと考へてゐるのであります。

それから暖房料の問題についてのお話がありました。これはお話の中にありましたが、これもこの春の監査問題よりやや時期的には少し早いのであります。北海道知事にこの問題の解決に乗り出していただかしまして、円満に話し合ひがついてゐるものと了解いたしてあります。従ひまして私どもというふうなことは、この関係において毛頭なかつたものと理解してゐるのであります。

自信を持つたお答えはいたしがねるものでありますけれども、少くとも問題になつてゐるような非常に処分の経過におきまして、手続上の瑕疵があるといふようなことでございませうれば、私どもとしても嚴重に注意をいたさなければならぬものと思つておられます。また瑕疵の程度が非常に高いものであります。処分の効果に影響のあるようなものでありますならば、また処分そのものについても善後の措置を講じなければならぬと思つておる次第であります。いずれにいたしまして、この問題は、監査それ自身の時期が、先ほど申しましたように若干さかのぼつておるような問題もありまして、また指摘されておられますような手続上の不備等につきましては、私の方としてもごく最近耳にいたしたばかりであります。現在まだ調査の段階にございまして、調査の結果によりまして、先ほど申し上げたような方針で善処いたしたいと考へておる次第であります。

○柳田委員 この問題を、道知事が保険医に對して処分の通告をしたのが五月二十三日であります。これが二月にもなん／＼と起つてゐるのに、まだ調査ができていないといふことは、明らかに職務怠慢である。ことにこの問題に關連してのことである。社会保険医療指導講習会といふものを、厚生省の方では、日本医師会と共に催で、六月十六日から三日間にわたつてやつておられ、この三日間の済んだ六月十九日には、厚生省においては、地方技官會議をやつておられる。この問題に關連してどういふような會議をやつておられるのであつて、この地方

技官會議には、当然北海道からも出て来ておるはずである。また六月の厚生省と日本医師会の共催の社会保険医療指導講習会にはこの問題が出ておるはずである。それが、それから一月たつたのに、まだ調査の段階とか、十分な資料が来ていないといふようなことは、初めに聞くことで、そういうばかことはあり得ない。国会開会中だけにうまく切り抜けておけようといふことはどうにでもなるというふうなことは常考される。そういうふうなことは常識上考へられない。いつの場合でも、地方に出ておるこういう技官が絶えず問題を起すことは、根本精神が違ふからだ。保険医を初めから罪人扱いにした考へ方が出ておるから、こういうことをなつておる。たとえばこの場合でも、社会保険医療協議会に提出した基礎資料の監査調査書は、この処分を受けた医師が申しておる、われ／＼はそれに署名捺印しただけであつて、その内容に對しては全然知らないといふことを言つてゐる。あるいはまた凡百の保険医の中に絶対に不正はないとは言ひません。かりに百歩譲つてあつたにしても、一応戒告を与へ、そうして二度目には嚴罰に処するぞというふうなことでよい。しかるに何らの戒告も与へずに、一番最初から極刑であるところの指定取消しというふうなことは、普通の裁判にもあり得ないことである。あるいはまたどの裁判でも、その本人を呼んで、本人に釈明の余地を与へるようになっておる。あるいは弁護士がついて、弁護人が弁護をするようなことになつておるが、これは全然そういうふうになつておらぬ。明らかに初めから、社会保険を担当する担当

医療者は何らかの作為をもつてごまかすものである、という前提のもとに立つておられる。こういうふうな処置はできるはずはないのであります。が、これに對して当局はどういふふうにお考えになりますか。

○久下政府委員 処分をされた時期が二月も前であるといふこと、私どもが、その問題について不公平があり、問題があるというふうな点について知りませんでした。そのころは、当然だと私どもは考へておりました。普通の場合でございまして、ひとり北海道のみならず、あちこちの監査の結果の処分があります。最初からそういう瑕疵に気がつき、医療協議会等で問題となつたことであります。私どももつと早く知るのは当然であります。これは、処分が行われまして、その結果に對して、処分を受けた保険医の方に不服があつて問題になつたような次第でありまして、現実には私もがそういうことを知りました。先達の中ごろで、北海道の医師会長からの書面をいただいて知りました。ただいまお話がありましたことは、ただいまお話がありました。このことは、ただいまお話がありました。処分が行われた時期、あるいは講習会のありました際には、私どもとしては何ら話題に上つたことを聞いておらなかつたのであります。それから処分につきましては、今度の監査要綱でもはつきりいたしておりました。これにはやはり保険医の行ひました行為の輕重によりまして、処分をなすべきであると思つておるものでございませう。いかなる行為でありまして、一応は戒告をしていただくようなことだけでは、私は事柄は済まないと思つておるのでございます。もちろん私どもとし

ても、いたずらにこういう問題について、指定の取消しなどをして、保険医の方々のせつかくの御協力に対する気持を害するような措置をとりたいとは思つておられないのでありまして、十分指導的な立場に立ちまして監査もし、あるいは処分もするということは当然でございまして、また事案の程度によりましては、最初から指定取消し処分が行われるということも、ある程度やむを得ないことと考へております。なお処分につきましては、申すまでもなく、事前に地方の医療協議会の議を経て、意見を聞いて処分をすることにもなつておりますので、その辺のことにつきまして問題があらうとすれば、すでにその時期において問題になつてしまふべきであらうかと考へておるのであります。

それから保険医に弁明の機会を与えるという問題であります。この辺は先ほど私が申し上げましたように、時間的なずれがありまして、今度の新しい方式と食い違つておりました。私もその点は非常に遺憾に思つております。ただ少くとも前の監査方針で参りますと、弁明の機会を与えるというところは、監査要綱にも上つておりませんでしたが、事実上の指導でやつておつたにすぎません関係で、これ自身が必要しも処分を違法のものとする根拠にはならないと考へておるのであります。ただ少くとも現在におきましては、この春の国会の御意見もございまして、明白に監査要綱の中に、弁明の機会を与えるということにいたしてございまして、今後としてはその点は確保されるものと思つておる次第であります。

○柳田委員 処分理由に上げられておる中に、事実と相違しておるのがあるのです。たとえば診療カルテを二重に記載して整理しているというように調査書に出ておる。しかし実際は、監査の際カルテを全然検印しておらぬ。あるいは喉頭炎にビタミン・ブルカンを三箇月間連用している、そんなものを三箇月間連用するのはけしからぬじやないかというふうな調査書でありまして、実際はわずかに三回しか注射しておらぬ。しかもその誤つた調査書に基いて処分しておる。それに対して、自分はそういうふうな二重カルテのことはいたしません、三箇月も連用したということはありせんという一回の弁明の機会も与えられない。こういうやうな今回の処分に対して、今後さらによく調べて、不当であるというものに対しては取消される用意があるかどうか、その点をはずきりお聞かせ願ひたいと思ひます。

○久下政府委員 処分の内容あるいは前提になつております行為の判断につきましては、さういふ事実が全然なかつたということが立証されれば、当然処分は取消されるべきものと考へております。その辺のことにつきましては、私も先ほど申し上げましたように、処分を受けた保険医の方のお申出だけで事柄を判断できませんので、その監査に当りました私どもの方の技官なり、あるいは北海道庁の關係官なりに對しまして、厳重に調査をいたさせる所存でございまして。

○柳田委員 何らかの機会があつて、十分にそれが不正事実でなかつたとわかつた場合には、何らか善処したいということならば、そういう機会をおつくりになる意思があると解釈いたしますが、それでけつこうでございませぬ。

○久下政府委員 もちろんそのつもりでおります。

○柳田委員 なお私はその調査書のことを局長にお尋ねしたいのですが、地方に行つておる保険關係の技官なり事務官は、保険費をどういふふうな立場で見つておられるかということが根本問題だ。しかしこれはいろいろ問ひましても、保険局長お上手に逃げられますから、水かけ論で聞ひませんが、こういうふうな調査書を見ると、学歴、職歴の概要、何某、何歳として判でも押すのでしうね。私は〇〇年に〇〇医大を卒業、どこに研究に従事しました、どこに勤務し、今日に至ります、こんなことを一々とらなくたつて、各保険課にはちゃんと医師の履歴書があるはずだ。まるで裁判の調書みたいなものがはやつてゐる。この精神が間違つておる。こんなものを書かなくたつてちゃんと保険課には資料が行つてゐるわけだ。それから家庭の状況、家族は母と妻と何とかと書いてある。ちゃんとみな行つてゐるはずだ。医師が医療に従事する場合には、こういうふうな一件書類を全部出してあるのです。こういうふうに初めからいわゆる裁判所の調書と同じような形式で、医者なんてものはこういうものを書かされるだけで精神的に参つてしまつてゐる。医者なんてものは治療にかけてはなるほどその道の達人であつても、社会にかけてはまことにうといものなんです。よく／＼かわり種のようなものがとき／＼国会に出て来ておりますが、実際にこんな調査書を書かされただけでふるえ上つておる。そう

して判を押せ、はい押します。こういう態度だ。こういうふうな調査書の内容からかえなければ、まるでこれは初めから罪人をつくるような書類ができております。先般も保険医師の講習会で、局長は医師会の方に來られてはなはだ調子のいいことを言つておられる。越えて地方の技官を寄せ集められたときには、あれは表現をかえただけで、内容は同じだから、従来と同じに／＼やれといふことを言つておられる。そういうふうな気がみな地方の技官に反映しておる。まずやつつけるといふ觀念で、初めからその觀念で見つておるのです。はなはだこまかいことを言うようですが、これは直接協議会に關係ありませんが、現在医師が保険をやりましたら、あの事務の広汎さには非常に悩んでゐるのです。私の方でも一日から十日までというものはほとんど徹夜で家内と二人で書いたものです。ところがこの横のところに私の名前を書いて判を押すのですが、判がなかつたといつてばつと返つて来る、あるいはこつちの方には共済保険、船員保険あるいは政府管掌、そういうところにくわをつける、そのわくが誤つて政府管掌と共済保険が間違つた、向うで直してくれればよさうなものだ、返つて来る、実に不親切なんです。こういう点に、こういう間違ひがありましたから、このことはこういうふうに御注意くださいという親切があつて、そのままだ／＼通したらいひのだけれども、請求用紙はちゃんとどして来る。初めから事務そのものが非常に不誠意きわるやうな方をやつておる。だからこういう問題が起つて来るのです。私はこういう起つたものを一

一言うのじやありません。これから起らぬやうにし、社会保険をもつと發展せしめるためには、この社会保険に關する事務にしても、あるいはこういう監査にしても、あるいは調査にしても、もつと医師と保険者と被保険者と政府がお互ひに協力できるような態勢にあつた方でお考えなければ、いつまでたつたつてできないと思ひます。そういう事が起るとまだ調査ができたらぬとか、そういうことはかなりなんだ。しかも四十四名からの大量処分するなんといふことは、一年半の間はつたらかしておいて固めてする、こういうことは常識上考えられない。それがあなたの部下の北海道に行つた人間に、こういう非常識な男が、これが問題にならないといふことは大間違ひで、これはまづたく人権蹂躪である。生活権も初めから問題にしておらぬ。こういう点に対して局長は、どういふやうにこれを改善して社会保険をもつと確立せんとするか、その根本的な理想なりお考えをひとつ承りたい。

○久下政府委員 今一々おあげになりました問題は、私といたしましては若干弁明をさしていただきたい点がありますけれども、言い訳がましくなりますから省略いたしますが、社会保険というものは、今日いろいろ部分的な問題はあつたにいたしましても、被保険者からも喜ばれ、社会的にはなくてはならない制度の一つになつております。このことは、關係者の当面の方々が、ほんとにこの制度に対して御理解を持ち御協力をいたしておる結果と、常々感謝をいたしておるのであります。特に医療保険につきましては、何と申しましても療養の給付

一言うのじやありません。これから起らぬやうにし、社会保険をもつと發展せしめるためには、この社会保険に關する事務にしても、あるいは調査にしても、もつと医師と保険者と被保険者と政府がお互ひに協力できるような態勢にあつた方でお考えなければ、いつまでたつたつてできないと思ひます。そういう事が起るとまだ調査ができたらぬとか、そういうことはかなりなんだ。しかも四十四名からの大量処分するなんといふことは、一年半の間はつたらかしておいて固めてする、こういうことは常識上考えられない。それがあなたの部下の北海道に行つた人間に、こういう非常識な男が、これが問題にならないといふことは大間違ひで、これはまづたく人権蹂躪である。生活権も初めから問題にしておらぬ。こういう点に対して局長は、どういふやうにこれを改善して社会保険をもつと確立せんとするか、その根本的な理想なりお考えをひとつ承りたい。

が本件でありまして、これに對しましては、私共の多くの方から積極的な御協力をいただいております。このことは私はやはり同じような意味において、またそれ以上に感謝をいたしておるものでございます。ただそれだからといって、中にはやはりこれもお話の中にありましたように故意に不正の請求をし、あるいは不当の診療をするというふうな方もあるものでありますから、従つて監査というふうな制度を設けて、やむを得ず指定の取消しというふうな処分をいたさなければならぬという場合があるわけでございます。しかしこのことは、私どもが今根本的に考へておりますようなことと決して矛盾することではないと思つてございす。これらの点につきましては、具體的のやり方において、御引例のようなことが私どもの調査の結果でも事実とすれば、はなはだ申訳ない次第であります。先ほど来申し上げておりますように、何もないことを事実として処分が行われたということでありまして、これはもうゆるがせにできないこととありますので、処分の取消し等嚴重な処置に出る所存でございます。いづれにいたしましてもさうな考え方でやつてもおりますし、またやらしておるつもりでございますが、たまに先におきまして時折問題が起きますことはたいへん申訳なく存じております。十分御注意の点を考えまして今後善処いたしたいと思います。

○柳田委員 たいだいの局長の御答弁を私はその額面通り受取りまして、これ以上追究いたしません。ただ、今のお言葉の中に、保険医が協力されている、こういうお言葉がありました。が、私も一保険医でありまして、私自身としては、京都府の保険課長にも、おれのやつをモデルにしろと言うぐらゐ自信を持つて言つておるつもりであります。決して私は心からは協力はできません。しかしながらこれをやらぬことには飯が食えないから、ぶつぶつ言ひながらやつておるのであつて、全国の保険医が協力しているなんて思われたい大きな間違いである。このことだけはつきり申しておきます。ただこれをやらざる限り、今の開業医というものは飯が食えないからやつておきますから、どうぞ局長も十分心の底にためておくようにお願いいたします。なおこの北海道の件につきましては、今の局長の弁明を信じますが、さらにそれに基きましてこの何らかの処置がとられることを期待して、これでは質問を保留いたしておきます。さらにその後の補償金等に関しまして、なおこちらでも釈然たさざるものがある場合には、あらためてこの問題に關してお尋ねし、また釈明を求める機会を十分得たいということをお願いしておきます。

○田中(元)委員 関連して……。今質疑がありましたが、これは人体に關する医療給付の問題でございますから、相當きつ監査をして処罰すること、私は當然のことだと思ふ。しかしながら私は前々安田さんの局長の時代から、特に今の久下局長は、医療関係者として事務局におられて、お医者さんの立場はよく考慮していらつしやると思ふのです。あなたは保険局長になられて、医療の本質をどこに置くか。一体今日の保険制度の中において、一番貧乏くじを引いて、そして医療給付をやつておるのは医者だと思ふ。この問題がなほ厚生省で今日解決されていらないということが一つだと思ひます。

同時にまた監査の問題であります。が、医師会の人にして、歯科医師会の人にして、もうそれだと思ふが、私はいつか安田さんが局長のときに質問した。厚生省は一体いつ検査庁になつたのだ。私はるる聞いてみました。全国の医師会、ことに歯科医師会あたりに聞いてみますと、ほんとうに意地の悪い質問から入つておるやに聞いておる。一体保険局の医療課というものは、保険医療に對する指導機関だと思ふ。それが四十四名の処分者を出したということは、保険局の責任でございす。一生懸命指導して、特別に医者様方にそういう点がないようにやつて行くのが保険局の医療課の務めだと思ふ。四十四名の処分者を出して、悪かつたから処分したんだというのでは、保険の指導というものは満たされなかつたと思ふ。ややもすればどこかの健康保険局といつて他の府県に参りまして、あなたも大臣や次官や局長以上の歓迎を受けて、堂々と、おれは医師会を指導するのだ、歯科医師会を指導するのだとほらを吹いて、そうして監査する内容をるる聞いて参りますと、あなたも検事か何かやるやうなことをしておる。先ほど申しましたように、實際医師にしても歯科医師にしても、あの書類を書くには、五十人、三十人の患者をみて、疲れた切つたあとで看護婦を指導して書いて行く、これはたいへんなことだと思ふ。そうして監査することは、

監査自体のやり方が、実に私は聞いておつて――私は与党の代議士でこういうことを申し上げることは申し訳ないと思うのだけれども、厚生委員だからしようがない、私自身が義憤を感じるところがある。少くとも国民の生命を担當しております医療に對する監査を嚴重にすることは、もとよりよろしいと思ふけれども、その監査の方法について、少し保険局において、医療課あたりの技官等について再訓練をしてもらいたいと思ふ。ほんとうに保険局医療課というものは、検査制度の中にあるものではございせん。どこまでも健康保険の医療というものは、ほんとにその本質にのつとつてうまくやつて行く指導機関であらねばならぬと思ふ。四十四名の処分者を出した、やられたお医者さんは、中にはりくつかあつても、まずいことだと思ふ。しかしさうした処分者を出したということとは、これは断じて厚生当局にその責任があるということをお断言していただくと思ひます。今後さうなものが出ないやうに、さらにまた監査をやつておる連中も、魂の入れかえをやつていただく、そして久下さんが医療課におつて、少くとも医療行政においては神様だといわれておるあなたが、お医者さんの本質をよく考へて、そしてその中にはほんとうの魂を生かして行くやうな監査に切りかえて行つてこそ、保険の中における久下行政というものの本質があるのじやなかるうかと思ふわけ。この点については、大家であります保険局長に、十二分に私は御説明をいたさしまして、今行われました質問に對する厚生委員全般の氣持を解消していただく、い

こういうふうにお思ひわけあります。○久下政府委員 田中先生のおつしやつたことは、私としては非常に責任を感じた問題で、逐一同感をいたすものであります。監査の結果、処分せられた者が出るということは、保険局の責任であるということは、私も考へなければならぬと思ひます。その通りと考へます。しかしながらそのことは、処分をやめようということにはならないと思ふのであります。この春も問題になりましたように、監査に當ります私ども関係者、職員が、今お話のような態度に出た、不必要に権力を行使すると申しますか、そういうふうな態度に出ましたことは、当時私も責任を感じ、おわびを申し上げたやうな次第でございました。爾來そのことにつきましては、私も実は職員に嚴重に警告をしておるのでございす。先ほど柳田先生のお話の中に、私が技官會議の席上で述べたことについて触れてお話がございす。私が何か二枚舌を使つておるやうなお話がありましたが、私がそのとき申した氣持は、実はあまりにやかましく警告をやつておりましたために、むしろ監査という問題について、必要以上に關係官が意識した傾向が現れておるといふ話でありましたので、その点を戒めますために、私はお話ししたつもりであります。従いましてこの点はくだらぬ申し上げることは省略いたしますけれども、私初め保険関係の職員は、何分にも至らぬ者ばかりでございすので、全然今田中先生がおつしやつたと同様に考へておりながら、實際に現れます行動、言動は、必ずしも御期待に沿わないやうになることは、まことに申し訳ないので

ありますが、今後ともお互いに戒め合
いまして、御趣旨のように善処いたし
て参りたいと思つております。

○田中(元)委員 それでは私希望条件
を申し上げますが、ともかく私先にも
申し上げておきます通り、医療の本質
とお医者さんの単価の問題や加療日数
の問題が非常に大きな問題である。あ
なたが保険局長になられて、医療行政
に、あなたの方に対する医者の期待が今
日なくなつておるわけでありまして。い
わば鳴りを沈めておるわけなんです。
どうかその意味において、私はこうい
う問題の起らぬように、保険の中にな
んとくに医療の本質が發揮できるように、
御努力あらんことをお願い申し上げ
まして、私は関連質問を終りたいと
思います。

○堤(ツ)委員 ただいま左派の柳田委
員並びに自由党の、与党であるところ
の田中さんから御発言がありましたか
ら、私は具体的例をあげて、局長に
これ以上追いつけをかけることを避け
ようと思ひますけれども、あなた、一
体厚生省は、保険医の声というものを
御存じですか。もう私も、これははん
とくに憂うべきことだと思つておりま
すが、局長、よろしいか、街頭で自動
車の運転手と巡査ぐらい犬猿の仲のも
のではないのです。このころ見ておりま
すと、保険医と厚生省がまことに犬猿
の仲であります。ですから一般の国民
が一たび家族に病人を出したときに
は——もはやどうにもならないところ
の、生活苦のはてに追い込まれており
ますこの一般大衆の身体を守る、保健を
受持つてくれるところの保険医という
ものを、かくも厚生省が硬化させてし
まつては困る、こういう点が多々見受

けられるのであります。お役人根性
で、保険医に対して君臨するがとき
態度というものは、何とかやめてもら
えないだろうか、これは正直に申しま
して、あなたがおつしやつた保険医は
協力してくれるというおめでたい言葉
を、柳田さんが御指摘になりました
が、その通りです。これをやめたら食
つて行けないからやつておる、しかし
みな腹の底では、厚生省の役人が机の
上ではかなことを考えておるといつ
て、ばかにしておる、そうして怒つて
おる。これがだん／＼進んで医療放棄
になり、保険制度の崩壊になるとき
に、そのしわよせはどこに来るかとい
えば、八千万国民大衆の上であります。
私はこの厚生委員会にはかつて、
保険医諸公の声を、一度この厚生委員
会に喚問して聞きたいと思つておりま
して、まだ委員長に提出してはおりま
せんけれども、私はこういう質問が委
員からあつた際に、謙虚な気持ちになつ
て厚生省は御反省にならないと危機を
来すと思ひます。非常にお役
人根性でお医者様を上から見下して、
そしてあなた方がい／＼なしうちを
なされておるのであります。私はそ
れをあげるのを控えておきますけれ
ども、あらゆる会合で保険医の声とい
うものは、一にかかつて厚生省を恨む声
にかつておる、こういう事態を続け
ておりますと、国の医療体系自体が非
常にかなりばし／＼今日、国家、公共の
医療機関と私立の開業医というものが
対立して、はなはだしく感情的にも尖
鋭化して参ります。非常に不安な状態
にあるところの私設開業医というもの
のほとんどが保険医であるということ
を考えますときに、厚生省の役人はそ

の態度について、ここで慎んで謙虚な
気持ちで御反省にならないと、しわよせ
は国民の上に来るということを、特に
申し上げておきたいのであります。で
ありますから、この北海道の例のごと
きも各委員から声がありました。が、一
点準備にいたしても、医者などに
しますれば、国が補助もしないで、か
つてな注文を机の上で役人がきめてお
られるというところはうなづけない点が
あるのであります。そういう例をあげ
ますれば時間がありますから、私は
失礼しておきますが、あなたは先ほど
からの声をお聞きになつても、保険医
のやつがまたうさ／＼いことを言つてい
るぐらゐに思つてゐるかもしれません
けれども、重要な問題でありますか
ら、私は重ねてここに特に御注意と希
望を申し上げておく次第であります。

○小島委員長 長谷川保君。
○長谷川(保)委員 御承知のように、
今回国民健康保険に對しまして療養費
給付の二割国庫補助が行われるように
なつたことは、私も喜びにたえない
ことではあります。さて国保に對しま
してかように二割の療養費の国庫補助
が行われるというようになりまして今
日、まだ衆議院を通つただけでありま
すけれども、こういう場合に今政府御
提出のこの日雇健康保険におきまして、
事務費のほかにほとんど——施設を二
箇所かつくるようでありまして、その
ほかには何らの国庫補助も国庫負担も
ない、こういうようなことは不均衡だ
と思ひます。非常に不均衡だと思ひ
ますのでありますけれども、当局の
御意見を承りたい。

ては、これは見方の問題、あるいはこ
ういう補助という制度の考え方の問題
によつて、不均衡という結論になるう
かと思ひます。ただ国保と日
雇いだけを比較して、他の制度のこと
を考へない場合には、またいろいろの
結論が出て来ると思ひますのであります。
もと／＼社会保険であるから、国庫の
負担をなすべきであるといううなこ
とは、私も自身もそのように考へて
はおりますし、またそうなることを
望んでおるのであります。各保険ご
とにそれ／＼歴史とまた実体を持つ
ております関係もありまして、そう
いううなことを目をつけました場合
には、一様にこれは国庫補助を出す
ということにはならないのであります。

○長谷川(保)委員 国保に對します
補助とその他の社会保険に對する国庫
の補助といううな意味の比較におい
ては、これは見方の問題、あるいはこ
ういう補助という制度の考え方の問題
によつて、不均衡という結論になるう
かと思ひます。ただ国保と日
雇いだけを比較して、他の制度のこと
を考へない場合には、またいろいろの
結論が出て来ると思ひますのであります。
もと／＼社会保険であるから、国庫の
負担をなすべきであるといううなこ
とは、私も自身もそのように考へて
はおりますし、またそうなることを
望んでおるのであります。各保険ご
とにそれ／＼歴史とまた実体を持つ
ております関係もありまして、そう
いううなことを目をつけました場合
には、一様にこれは国庫補助を出す
ということにはならないのであります。

○長谷川(保)委員 国保に對します
補助とその他の社会保険に對する国庫
の補助といううな意味の比較におい
ては、これは見方の問題、あるいはこ
ういう補助という制度の考え方の問題
によつて、不均衡という結論になるう
かと思ひます。ただ国保と日
雇いだけを比較して、他の制度のこと
を考へない場合には、またいろいろの
結論が出て来ると思ひますのであります。
もと／＼社会保険であるから、国庫の
負担をなすべきであるといううなこ
とは、私も自身もそのように考へて
はおりますし、またそうなることを
望んでおるのであります。各保険ご
とにそれ／＼歴史とまた実体を持つ
ております関係もありまして、そう
いううなことを目をつけました場合
には、一様にこれは国庫補助を出す
ということにはならないのであります。

まきに崩壊に瀕してゐるからというお
話でございますが、国保の対象となつ
ております一般国民よりも、日雇
健保の対象となつております者の方
が一般的に申しまして経済的な力も弱
いし、社会的な立場におきまして非
常に弱いから、国家といたしましては
保険をかけることいたしますれば、国保
に劣らないところの十分なる施策をす
べきであると思ひます。が、当局
は、この日雇健康保険の対象を、国保の
対象に比べまして、そういううな意
味で十分な施策をせぬでもいい、そ
ういううなことを考へるのであります
ようか。

○長谷川(保)委員 国保に對します
補助とその他の社会保険に對する国庫
の補助といううな意味の比較におい
ては、これは見方の問題、あるいはこ
ういう補助という制度の考え方の問題
によつて、不均衡という結論になるう
かと思ひます。ただ国保と日
雇いだけを比較して、他の制度のこと
を考へない場合には、またいろいろの
結論が出て来ると思ひますのであります。
もと／＼社会保険であるから、国庫の
負担をなすべきであるといううなこ
とは、私も自身もそのように考へて
はおりますし、またそうなることを
望んでおるのであります。各保険ご
とにそれ／＼歴史とまた実体を持つ
ております関係もありまして、そう
いううなことを目をつけました場合
には、一様にこれは国庫補助を出す
ということにはならないのであります。

○長谷川(保)委員 国保に對します
補助とその他の社会保険に對する国庫
の補助といううな意味の比較におい
ては、これは見方の問題、あるいはこ
ういう補助という制度の考え方の問題
によつて、不均衡という結論になるう
かと思ひます。ただ国保と日
雇いだけを比較して、他の制度のこと
を考へない場合には、またいろいろの
結論が出て来ると思ひますのであります。
もと／＼社会保険であるから、国庫の
負担をなすべきであるといううなこ
とは、私も自身もそのように考へて
はおりますし、またそうなることを
望んでおるのであります。各保険ご
とにそれ／＼歴史とまた実体を持つ
ております関係もありまして、そう
いううなことを目をつけました場合
には、一様にこれは国庫補助を出す
ということにはならないのであります。

まきに崩壊に瀕してゐるからというお
話でございますが、国保の対象となつ
ております一般国民よりも、日雇
健保の対象となつております者の方
が一般的に申しまして経済的な力も弱
いし、社会的な立場におきまして非
常に弱いから、国家といたしましては
保険をかけることいたしますれば、国保
に劣らないところの十分なる施策をす
べきであると思ひます。が、当局
は、この日雇健康保険の対象を、国保の
対象に比べまして、そういううな意
味で十分な施策をせぬでもいい、そ
ういううなことを考へるのであります
ようか。

○長谷川(保)委員 国保に對します
補助とその他の社会保険に對する国庫
の補助といううな意味の比較におい
ては、これは見方の問題、あるいはこ
ういう補助という制度の考え方の問題
によつて、不均衡という結論になるう
かと思ひます。ただ国保と日
雇いだけを比較して、他の制度のこと
を考へない場合には、またいろいろの
結論が出て来ると思ひますのであります。
もと／＼社会保険であるから、国庫の
負担をなすべきであるといううなこ
とは、私も自身もそのように考へて
はおりますし、またそうなることを
望んでおるのであります。各保険ご
とにそれ／＼歴史とまた実体を持つ
ております関係もありまして、そう
いううなことを目をつけました場合
には、一様にこれは国庫補助を出す
ということにはならないのであります。

○長谷川(保)委員 国保に對します
補助とその他の社会保険に對する国庫
の補助といううな意味の比較におい
ては、これは見方の問題、あるいはこ
ういう補助という制度の考え方の問題
によつて、不均衡という結論になるう
かと思ひます。ただ国保と日
雇いだけを比較して、他の制度のこと
を考へない場合には、またいろいろの
結論が出て来ると思ひますのであります。
もと／＼社会保険であるから、国庫の
負担をなすべきであるといううなこ
とは、私も自身もそのように考へて
はおりますし、またそうなることを
望んでおるのであります。各保険ご
とにそれ／＼歴史とまた実体を持つ
ております関係もありまして、そう
いううなことを目をつけました場合
には、一様にこれは国庫補助を出す
ということにはならないのであります。

保てるかという事は実は自信がないのであります。これから実際に実施してみまして、受診率がどうなるであろうかという事、あるいは保険料の徴収の実績がどうなるであろうかという事、それらのことは直接保険財政に響いて参ることであります。予想のような結果になりません場合には、給付について国庫の補助にその財源を求める方法を講じなければならぬということになります。いづれにいたしましても、私どもとしては初年度実施期間も短いことでもありますし、とにかくその期間において十分実績を得まして将来に備えたいという考えであります。従いまして御質問に対しては肯定もできませんが否定もいたさないであります。

○長谷川(保)委員 日雇い健保の対象であります日雇い労働者が日本の社会の階層におきましてどういうところにあるかは説明せぬでもわかることでありまして、従いましてただいまお話のように、日雇い健保をこれから始めるのだからということになりますれば、当然少くとも国保に對しますよりはより多くの国家の負担もしくは補助をいたしまして、この階層に對します社会保険の線を進めて行く、この階層こそ社会保険をまずかけられなければならぬ階層であるのでありますから、その点を伸ばして行くのは当然のことだと思ひますけれども、その点政府御提案の法案を拜見いたしました、実に情ない法案だと言わざるを得ない。これが今お話の通り一にかかつて財源の問題だというのが正直なところであろうと思ひますけれども、弱い人々の声が小さいから、結局財源の割当を獲得

することができない、こういう事実になつておると思ひますが、そうであつてはならないのであつて、厚生省こそその点であくまで経済的社会的、あらゆる意味で弱い階層に對しまして、十分なる手を延べなければならぬと思ひうのであります。今国民健保に對する二割の国庫補助という線が出て来たのでありますから、これは日雇い健保に對してもつと十分な援護の手を差延べなければならぬ、国庫負担の手を差延べなければならぬのは当然のことだと思ひます。今日政府の提出いたしました法案を拜見いたしました、傷病手当もない、療養給付もわずから三箇月である。埋葬料もなければ、配偶者の分焼手当もなく、保育手当もない、こういうようなことであります。しかも法案を見ますと、その適用いたします事業所は健保の適用の事業所であると考えられるわけでありまして、同じ事業所に働いておられます人々の健保に、日雇いと一般の隔たりがあまりにあり過ぎるじやないか、確かにこれは社会保険制度審議会から、このようなのは健保ということではできないと言われるのはあたりまえであります。私は政府のこの法案に對しましては、まことに不十分きわまりないのだれでも言わざるを得ぬと思ひます。単なる財源がないということだけでどうなさつたということとは非常に残念なことであります。この際むしろ私は撤回するなり、あるいは修正をするなり、道を十分つくりまして、このようにならぬものでないものになければならぬと思ひます。であります、ただいま今後そういうことを考へておくと御答弁がございました。

れども、政府はこれに對しまして十分な考慮を払われるように希望いたします。次の質問者があるようでありまして、私の質問を終ります。

○小島委員長 田中元君

○田中(元)委員 ちよつと保険局長に伺いたいのですが、日雇い労働者の日給は大体どの程度に考へておりますか。

○久下政府委員 お答え申し上げます。全国平均の日雇い労働者の日給は、日額二百五十円程度であると思ひております。ただ大都市関係の日雇い労働者はやや上まわります。二百六十円くらいが平均になつておるようであります。

○田中(元)委員 二百五十円と計算して一箇月に七千五百円に相なる。そうするとこれによりまして大体一日十六円が保険になりまして、一箇月四百八十円となるわけでありまして、そういうたし算と健康保険の保険料率は六〇%でありますから、健康保険の料率よりも少し高めになつておるわけでありまして。そういうふうには私は解釈するのではありませんが、とりあえず日雇い労働者の健康保険のこの問題ができ上りつつあるわけでありまして、これから育成強化して行かなければなりません。が、そういう点からいたしまして、将来は今日の国民健康保険と一緒にしてやるということまで発展させる気持があるかないかということについて、先ほど青柳委員の質問に對しては、国民健康保険と一緒にする、事業体があつて、こうだからという局長の答弁でありましたが、そうでなくて、将来育成強化したあかつきには国民健康保険と一緒にやるような考へがあら

るかないかということだけを伺つておきたいと思ひます。

○久下政府委員 まず最初の保険料の問題であります。私どもは保険料額をきめざるに、日額を基礎にしてやつておるのであります。日額に對しては大体健康保険被保険者の負担をしております程度の保険料を負担していただこう、というふうになつておる。具体的に申しますれば千分の三十三程度のもので被保険者として負担したものであります。就労日数は私どもの調べた資料で、大体二十一日くらいになつておりますが、保険の基礎としては、これを二十日に見ております。そういうふうには御了承いただきたいと思います。これを健康保険と一緒にやるかという問題であります。この点は実はこの制度の基本的な問題になるのでありまして、少く見積つて五十万という対象を今予定いたしておるのであります。五十万の被保険者が、かりに政府管掌健康保険に入つて参るといたしますと他の現行の健康保険被保険者に對して非常な負担をかけるという結果にならざるを得ないのであります。同じ制度の中で特別のものに国庫の補助等を行うことはできない関係もありまして、これが健康保険制度の中に入つて参りますと、標準報酬が月額にして他に比して非常に低いという関係もありまして、保険財政の面から申しますと、料率変更をどうしてもやらなければならぬという結果になるわけでありまして。そこで私どもとしては、この日雇い労働者健康保険制度というものが、健康保険とは別個の制度といたしまして、日雇い労働者の特殊性のゆえに、これに對して国庫その他

から特別の措置がとれることを必要とするためにも別につくつた方がいいという考へ方です。別個の制度にいたした次第でございます。このような実情がかわりません限りは、健康保険と一本にするということは大いまいこと無理があると思ひます。

それから国民健康保険というお話がありましたが、青柳委員の質問にもお答え申し上げました通り被保険者の選択によりまして認可を受けて、この法律の適用を免れる。免れるという言葉は適当ではありませんが、適用は受けないでいいという制度にいたした次第であります。

○小島委員長 次に委員外の八木一男君より本案について発言を求められておりますが、これを許可するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○小島委員長 御異議なしと認めます。よつてこれを許可いたします。八木一男君。

○八木一男君 保険局長にお伺ひいたします。先ほど左派社会党の長谷川委員から言われました件については、私も全面的に賛成なんです。この問題についていろいろと御答弁があつたわけでございますが、第十五特別国会の厚生委員会におきまして、この案と同じ案が審議されて、この討論中におきまして与党の委員永山さんでございまして、与党の委員です。この案は非常に内容が乏しい。それで同社会党の出しました修正案の内容まで可及的すみやかに引上げることを要望意見の中に言われまして、そして一応衆議院の予算委員会、厚生委員会を通り、衆議院を通じて解散になつたわけ

でございます。ところがその後その案の内容が少しもかわつておらないわけでございます。十六特別国会の予算委員会におきまして、私は厚生大臣にも質問申し上げ、また大蔵大臣にもこのキー・ポイントであります予算の問題についての配慮について質問して、極力配慮するという答弁を得たわけでございますが、厚生省はこの案を提出されますについて、どれだけの内容をよくするための御努力がされたか、一応伺いたいと思ひます。

○久下政府委員 解散後の国会に提案をいたします諸制度あるいは予算案につきましては、すでに御案内の通り、全般の方針として解散前に提案をいたしましたものをそのまま出すというのが政府の根本的な方針でございます。私どもその線に沿つて処置をいたしましたものであります。日雇労働者健康保険法につきましても解散後本国会に提案をいたしますまで、そういうようなことも一応は考えもし、交渉もしてみましたが、全般の方針の前には、とりあへず根本方針としては前の案そのままを出すを得なかつたというのが実情でございます。

○八木一男君 私どもはこの日雇労働者健康保険法の成案を出された厚生当局の熱意には十分敬意を払うものでございまして、大蔵省に対する態度が、非常に腰が弱いと思うわけでございまして。と申しますのは、今度出された案によりまして、施行期日が一月の十五日になつてゐる。給付が始まるのは三月の十五日でございますから、本年度はわずかに十五日しか給付が始まつておらない。ですから来年度以降において大蔵省を説得する自信があれば、こ

の給付の国庫負担をやりましたも、本年度における予算負担はほとんどないはずでございます。わずかに数千万円くらいは予算を通さないとということ、これは大蔵省の無理難解に対して私は大蔵省の方をつくつても御努力が足りないのじやないかというふうな考えにいたしまして、もし非常によつてから政府案が通つた場合を仮定いたしました、来年度においてこの内容を飛躍的に増大さす、従つて国庫負担をさすという意思をお持ちであるかどうか、お尋ねいたします。

○久下政府委員 まず最初の点は、御質問でございます。実は、金額の問題ではないと私は考えております。むしろ社会保険に対する国庫の負担を出さるゝことに関する方針の問題になつて来ると思ひます。国民健康保険だけが本年度は通りませんが、その他の保険に對しても、ひとり日雇労働者健康保険のみならず要望が強くつたのでありまして、現に私どもその要求を提出してございまして、たよりな次第でございます。従ひまして方針の問題として、本年度はここまでは参らなかつたのでございまして。来年度の御問題についてお尋ねがございましたが、私は政府委員としてここに出来まして、お約束を申し上げる立場にはございせん。ただ私ども厚生省の職員の間で申し上げるならば、厚生省としては御要望に沿うよう全幅の努力をいたすつもりであります。

○八木一男君 今の御答弁の中に政府委員としての苦しさがあると思ひますので、それ以上追究はいたし

ませんけれども、とにかく予算の問題ではなしに、国庫負担をすべきかどうかという問題になるという御答弁は、幾分立場に縛られた御答弁であると思ひます。厚生省の各位もこれは思つておられます。厚生省の各位もこの日雇労働者健康保険に国庫負担が必要であるということの確固たる腹を構えて、こういうところでも、すると言つていた元気で、政府の方に當つていたのだと思ひます。

な厚生大臣がおいでにならないので非常に残念でございますが、来年度におきましても、今年度の実績を見ていふような御答弁のないようにお願いしたい。この法案が実施された場合には、今年度は十五日間しか実施されておらないので、来年度の御答弁には、必ず厚生大臣から、十五日だからわかんないの、再来年にするといふ逃げ口上が出るおそれがございます。そういうことは絶対にわれわれは承服できませんので、本年度中にさらに調査を重ねて、わずかに十五日にして、そういうことを予想して、来年度にすぐこの内容をよくするように、準備を今から完全にやられることを要望しておくわけでございまして。

さらに保険料の問題でございますが、保険料の方に制約がございまして、第一種、第二種に八円と五円の區別をつけておられます。これは再度申し上げましたからさらに重ねて詳しくは申しませんが、第二種において事業主八円、被保険者五円という差額をつけておられるその勇氣には感心するわけでございますが、その勇敢な態度をさらに進めて、日雇労働者が保険料を負担したいという経済状態を勘案した以上、第一種の保険に對しても、

被保険者が八円であれば、事業主は十円とか十三円の負担をするというような立法も、国庫負担の増大とあわせ考へていただいて、内容をふやしていただく必要があると思ひます。これについては御答弁はいりませんが、十分な御配慮をお願いしたいと思ひます。

さらにこの保険料の算定について、先ほど自由党の委員の方から御質問がございしましたが、この算定で非常に保険料を高く見積り過ぎて、保険給付内容が少くなり過ぎてゐる様に私は感じるわけでございまして。療養の給付三箇月というのはいかに短かいのでありまして、これをわれわれは六箇月に急速にしなければならぬと思ひます。厚生省の立場として、もし大蔵省がとやかく言ひましても、それを四箇月、五箇月にするくらいのこと、現在の場合でも可能であると私は思ひます。でございますが、この点について御答弁をお願いしたいと思ひます。

○久下政府委員 日雇労働者という特殊な勤労階級にありまして人たちの医療につきましては、実は毎々申し上げておりますように、その罹病率等はつきりした数字がございません。そこで私どもとしては一般の健康保険のデータを使ひまして、積算をいたしたのであります。その際に危険率を多く見過ぎてゐるのじやないかというお話でございますが、実はさうなことにいたしたものはこの案ができましたに日雇労働者の代表の人たちがざいぶんたび、私どもの方に見えまして、われわれは罹病率が非常に高いぞというやうなことも言われておつたのであります。そこで新しい制度でもあります

るし、健康保険のデータによる一割の危険率を見たというわけでありまして、これはこれを全然見ないでもいいという結論にならなかつたものでありますから、こういうふうないたしましたのであります。なお危険率の一割程度でもつて、これをやめることによつて期間を延ばせるかどうかということ、あまり詳しく計算をしておりますが、一月も二月もそれをやめることによつて延ばすという余裕はないと思ひます。この辺は今後の問題として検討させていただきますと思つております。

○八木一男君 次に適用範囲の問題でございますが、これもこの前の厚生委員会の結論では、適用範囲を広げる点について各党の委員の各位が御賛成であつたように私は思つてゐるわけでございまして。国庫負担の問題については、今の御答弁は不十分で、不満足であり、しかもほんとうの御意思でないと思ひますけれども、国庫負担を本年度はしないのでございまして、それでしたら本年度においても適用範囲をふやすというところは、予算に關係がなからず考えられるわけでございまして。また将来の問題として、国庫負担の額が増大しても、特にこの対象にならぬやうな人の方がこういう必要度が多いといふことを考えましたならば、必ず適用範囲をふやさなければならぬと思ひますが、現在厚生省の御説明でも、日雇労働者というものは百万くらいいる。但し今度の保険の対象になるのは五十万といふふうな考へておられるやうでございますが、あと五十万の人に対してどうしてこれを適用させるやうな方法をお考へにならないか。

たとえばわれわれの提出している案のように、事業所の規模を常雇い五名以上の事業主に雇われる日雇い労働者というふうに押え、あるいは職種の制限を拡大すること、あるいはまた付添看護婦というように人のように、どうしても、患者一人に雇われるような、事業所の制限にひつかつた場合にどうしても入れない人のために、特別の労働組合をつつて、その人たちが事務をやつて、この適用を受けられるというようになことを、どうして今度の案で考えにならなかつたか。その理由を伺いたいと思います。

○久下政府委員 だいまのお話は、いわゆる適用範囲の問題と、適用の対象となる人員の積算の問題と、二つの問題を一緒にしつたやうでございしますが、私もとしては、五十万という積算をいたしましたのは、新しい制度でもありますし、九十九万人でありますか、国勢調査に載つておる日雇い労働者の広い範囲に入つておられる方が、全部だにこの制度の被保険者になるとは考えられなかつたからであります。それをどの程度まで入れるかというところは、もちろん議論のあるところでございます。この点は、もしもこの五十万人が七十万人になるというところでございすれば、それだけ保険料収入もあるわけでありまして、適当な機会に予算の補正等の措置を講じまして、その点には対処できると思つております。ただいま派出看護婦の例に触れておつしやつたやうでございしますが、この点は実は私も問題として十分検討してみたのであります。ただ問題は、最初から私も申す通り、また八木先生もおつしやつて

おられますように、何分にも日々就労場所が違ふような労働の実態にある人でありまして、こういう人々を的確に把握して、保険料の徴収の面においても療養給付の面においてもはつきりして行くということは、今日の段階におきましてはあまり多くを期待できない面があるのです。そこで私もがまず取上げました考え方は、健康保険の適用事業所でありまして、すでにその料金の課率について健康保険の適用を受けておりますから、保険に対する理解もあります。そういうところに働いておられる方々を対象にするということにすれば、厳密な把握も比較的容易であるという考え方で、この程度にとめたわけでありまして、これをさらに広く広げることにつきましては、実は社会保険全般の問題に触れて来ることもありまして、この制度として考えた方がいのか、あるいは国民健康保険というやうな制度で考えた方がよろしいのか、これはいろいろ見方によつて考え方の相違があると思つておられるのも、そういう全般の問題として考えることにしていただきまして、私もこれから除いたことはそれで万事終れりというつもりではないのであります。これから除かれておる方々に対する社会保険の適用という問題につきましては、今後の問題として十分検討したいと思つております。

○八木一男君 今の御答弁では不満足であります。そういう御意思があるやうでありますから、今後そういうものの改正について最善の努力をお願いしておきます。それで、ただいまその捕捉がしにくいという御意見があ

りました。その被保険者になる方々は健康保険の必要性を感じておられますので、これはその方々のほんとうに切実な問題でありますから、そういうばや／＼としたことと違つて、その意味において捕捉したいという問題もこれまた十分に解決し得ると思つておられます。たとえば今の労働組合などをつくるという場合には、むしろその人たちがこの問題にはほんとうに真剣になつておられますので、ほかの事業所に連絡をつけるよりも、その労働組合から厚生省関係の出先機関に積極的に連絡をとるの、むしろつとそ事務のやり方が案になるのではないかと私も確信しているわけですが、ですから厚生省も今までのわくをはずして勇敢にやつていただきたい。ただ今まで就労移動というやうな考え方がございしますが、私の心配するの、ことしやつてみてからだ／＼広げることになる、ことしは十五日しか実行できないから、これは来年に拡張されるのではなくて、再来年になるおそれがある。ですからことしから研究し尽されて、来年の一月にはこの修正案を出すようにしていただきたい。今申し上げたやうなわれ／＼の要望するところを十分考えていただきたいのであります。

次に給付要件のことです。給付要件につきましては、この間予算委員会でも厚生大臣にお伺いしたわけですが、どう考えも私納得できない。現在日雇い労働者の失業保険で給付要件が二月二十八日になつておられますので、非常に気の毒な人が出て来ておる。あの乏しい賃金の中から一日にあれだけの保険料を払つてい

て、偶然に保険事故が発生した、そのとき二十七日分しか払つていないために保険がもらえないで、保険料を損してしまつたというやうな現象が續々起つて、あの失業保険については非常に非難が高まつている。今度の健康保険でも二十八日になつておりますが、こんなおなじなことではないかと思つて、すでに失業保険で改正しなければならぬ時期に達していったんだから、新しい健康保険のときには、そのことも加味して保険給付要件を下げる必要がある。これは組織団体から、一月に十日平均くらいに下げてくれということをやつております。そうなることを逆選択のおそれがあるから、そこまでは下げられないことはわかります。しかしながら、両社会党で出しているやうに、二月に二十四日平均、つまり一月に十二日になります。また長いこと六箇月引続き登録をしておる人たちがつたらそういう逆選択のおそれはありません。六箇月六十日、一月十日平均というところは当然考えられてしかるべきではないかと思つてあります。第十五特別国会において政府の試案が出されたときに申し上げましたが、こういう問題について大蔵省などにそんなに遠慮する必要はない。どんな厚生省で直されて、こういう点もほんとうに通す腹があらになつたら通るだろうと思つております。こういう問題については十分お考えいただきまして、次の第十七国会一月に出されるときには、こういう問題を修正される御意思があるかどうか、伺つておきたいと思つております。

○久下政府委員 受給要件をどう考えるかという問題は、この制度としては

一番基本的な問題の一つであります。このことは、これをどう定めるかというところがだにに保険財政に響いて来るわけでございます。そういう意味合いにおいて給付の内容とも直接関連を持つて来ることになるわけでありまして、従つてこの制度としては一応これで首尾一貫して、この程度の保険料が納められるというのを期待して給付に必要な支出の予算も予定いたしておる関係がありますので、この条件を緩和するならばそれだけまた給付の方でしほつて行かなければならぬ結果になると思つてあります。その点実は私もどうしても検討いたしておるものであります。失業保険にのみこだわる必要はないので、健康保険でありますために別途の考え方をしようかと考えたのでございします。たとえば今仰せになつたやうな六月六十日というやうなことにつきましては、実は何らよるべき資料がございしません。そこでそれらの点につきましては、いづれにしても新しい制度の出発でありますので、とりあえず過去にはつきりした数字のある失業保険の例をとつたというのが実情でありまして、将来ともこれを絶対に変更しないという意思でやつておるのではあります。これを基礎にして収入支出の関係をはつきりして、つじつまを合せております関係上、ちよつとこれだけで一角をくすすわけには参らない事情にございします。

○小島委員長 八木君、あなたの御質問はまだ長いのですか。
○八木一男君 あと簡単です。今の給付要件についての御答弁ははなはだ不満足です。私はこれを承服することができない。二十八日を二十四日に下げ

地方相互間の連絡を密にし、その調整をはかり事業の推進をはかる。

十、遺族の表彰及び遺族大会の実施。遺族の福祉に関する重要事項を協議するために、年一回二日間の全国大会を実施する。なお特別の功勞のあつた者に対して記念品を贈呈し表彰を行う。

十一、その他。バツジの発行、曆の委託販売等を実施する。

大体こういうことでありまして、そのあとの方に財団法人日本遺族会組織構成概要がつけてございます。その次に二十八年年度予算書、これはもちろん一箇年の予算でございまして、もし貸付けられましたならばこの程度の予算でやつて行きたいということでございます。なお御質問によりまして御答弁申し上げたいと思います。

○小島委員長 次に、前会に引続き質疑を続行いたしたいと存じます。御質疑はありませんか。

○中野委員 質疑はあるのですけれども、私の方はこの事業計画の内容を見なければならぬし、きようはあいにく行政監察委員会でなくさんの証人を喚問しておりますために、資料をもつてここでお聞きする時間がないのです。従つてきようは質疑は延期していただいて、ほかの問題に移つて質疑を進めていただきたいと思うのであります。

○小島委員長 中野君の動議によりまして、質疑を次会に続行することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○小島委員長 御異議なしと認め、本案に関する質疑は次会に続行いたします。

○小島委員長 次に戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案及び未帰還者留守家族等援護法案の両案を一括議題とし質疑を続けます。山下春江君。

○山下(春)委員 戦犯で処刑された方々を公務死にしたいというものは、大體国会における全部の意見のようには考へるのではありませんが、政府はそれを公務死に扱うことは、いろいろ国際関係その他の情勢を勘案して、ただちにやることはどうかというような答弁をかつてなされたのでありますが、外務省はどういうお考えをお持ちになりますか。すでにあすはモンテンルパで死刑を宣告された人々までが非常に大きな恩典によつて母国に帰つて来るというようないふ事実に、私も、すでに獄死あるいは処刑されては、なられた方々に対しては、いろいろな条件で扱えないというところは、はなはだ残念だと思つておりますが、外務省の御見解はいかがでありますか。

○広瀬政府委員 私まだ不幸にしてこの問題に取組ましてから日が浅いものでございますから、詳しいことは存じません。ただ聞きましたところでは、今山下さんのおつしやいましたような見解をこの前の国会で答弁したように聞きました。大体同じようなことを上司から聞きました。あらためてどういふ見解を持つておるか、私はまだよくつかでございまして、ここで申し上げる段階にまだないのをごさいます。これは答弁にはなりませんけれども、私はまだ何とも申し上げられないのであります。

○小島委員長 政府委員に申し上げますが、この問題につきましては、相当

重要な決定をしなければならぬ段階になつておると思ひますから、外務省において的確に返答をしてもらうように至急聞き合せて上でしつかりした御返答を願ひたいと思ひます。

○山下(春)委員 そういふ問題が、今委員長からお申出がありました通り非常に重要段階に來ておりますのに、外務省の方の考え方がまとまつていないといふことは非常に困る問題であります。私もこの問題をきめるかきめないかといふことは法案の進行上非常に重大な関係がありますので、本日はおいでになつていただくについては、実はそういう問題の外務省側の御見解を――援護庁あるいは厚生省の方の見解はかぬ――聞いております。厚生省も援護庁もこれに対しては実質的確な答弁をしてくれないのであります。しかしながらそれによつて来るところは、どうも外務省で、国際的にいろいろなむしる逆効果になつてはいけないといふ配慮があつたといふようなことをそなたくしての答弁でございました。そこで外務省としてはこれに対しては非常に責任を持つて、的確な御答弁を願ひたいと思ひます。実質はきよう室長においでをいただいたわけでございますが、この問題につきましては非常にすみやかな機会に外務省の態度を御決定願ひたいといふことを私からも強く要望いたしておきます。

○広瀬政府委員 ただいま私ほんとうに突然呼び出されたのですが、どの法律なんです。はなはだうかつなんです。ございまして、未帰還者留守家族等援護法なんです。ございまして。

○山下(春)委員 それではございまして、処刑者及び獄死者が合計九百九

名でございますが、その人たちが公務死没となりますれば、恩給に該当する方がこの中に三百二十人あるのをごさいます。それから一時金に該当する方が四百人ございます。その恩給をきめますにも非常に困難であります。この人たちに恩給を差上げられるものかどうかといふことは、この遺家族援護にも関係して来るわけでありまして、恩給をあげることが私ども当然だと思つてありますけれども、その扱い方について、これを公務死とみなすかどうかといふことによつて――今日まで八年間この方々は、実は何らの手を施されないうで捨ててあつたのであります。まことに國民としても当委員会としても申訳ない限りでございます。この機会にこれを明確にいたしたいと、かね／＼私どもは何回か政府の意図をたたいておつたのであります。國民としては、当然すでになくなつた方には上も下もなく同一に國家のために公務で死没されたものと扱いたいのであります。そういうことに對する政府の見解をただしたいのであります。実は突然ではないのでございまして、この問題は当委員会におきまして、恩給を審議している内閣委員会におきましても、再三問題にいたしておつたところでございます。外務省の意見がまとまつておりません。したればどうかと思ひますが、戦犯室長としては、こ

ういふ問題に對してはどう扱うべきかという御意見があると思ひます。それで、もう一つございまして、○広瀬政府委員 ただいまの恩給法の方が主たる関係でございまして、実ははなはだよくつかでございまして、未帰還者援護法というのを土曜日にい

ただきまして、これの二十九条に異議がないかといふことだけを言つていらつしやつたものですから、そういう関係かと思つて失礼いたしました。ただいまの公務死に準ずる者云々といふのは、私として個人的見解を述べることとはどうかと思ひますので、またその資格もただいまございませんし、これは帰りました相談いたしましたから、御答弁させていただきますか。

○小島委員長 委員長から重ねて申し上げます。刑死者、獄死者を公務死として認めるか認めないかといふことは、かりに日本の国会で公務死としてこれを認めた場合に、それが国際関係に影響があつて、そのために現在拘禁されている者に影響する。その釈放に關係して、国際交渉上非常に不利になるといふことがあるかといふことを知りたいのであります。その点、はつきり外務省の見解を聞かせていただきたい。

○広瀬政府委員 私の個人的意見は申し上げられませんが、よく上司や同僚と相談いたしましてから御返事させていただきます。それでは本案に關する質疑は次会に續行することといたしまして、本日はこれをもつて散會いたします。次会は明日午後一時より開會いたします。

午後零時二十九分散會

昭和二十八年七月三十日印刷

昭和二十八年七月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局